

仕 様 書

1 契約件名

宿毛運輸総合庁舎で使用する電気

2 需要場所等

- (1) 対象建物等 高知県宿毛市片島 10-60-6 宿毛運輸総合庁舎
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）
- (3) 契約方式 単価契約

3 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日 0 時から平成 28 年 3 月 31 日 24 時まで

4 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、契約受電設備等

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 標準電圧 6, 000V
- ウ 計量電圧 6, 000V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1 回線受電
- カ 契約受電設備容量 120KVA

(2) 契約電力

別紙のとおり。

ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 予定使用電力量（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの予定使用量）

72, 420kWh

各月の電力使用計画及び実績（契約電力、最大需要電力、使用電力量）は別紙のとおり。

(4) 需給地点

四国電力株式会社の引込線と第五管区海上保安本部が施設した高圧気中開閉器の電源側接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

(4)に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

(4)に同じ。

(7) 計量日及び計量期間等

ア 各月の計量日は、原則として各月 1 日とする。

イ 計量期間は前月計量日の 0 時から当月計量日の前日の 24 時までとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日の 0 時から当該月の計量日の前日の 24 時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は別紙のとおり。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとし、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、入札書受領期限日における調整額を適用すること。

(12) 請求方法

供給者は代金の算定期間終了後、速やかにその代金の請求を行うものとする。

(13) その他

ア 入札価格の算定にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

イ 本仕様書に記載のない事項については、供給者が定める約款の規定を基に協議して決定するものとする。

以 上